

よくあるご質問

Q. 普通と特種、小型の違いは？

- A. 車検証記載の「自動車の種別」で小型、普通を区分します（小型であれば『小』に○をしてください）
次に「自動車の種別」が普通で「用途」が貨物であれば『普』に、特種であれば『特』に○をしてください。

Q. 令和7年12月2日以降に車検が切れた車両、廃車した車両は対象となるのか？

- A. 令和7年12月1日時点で使用者として登録され、かつ車検が有効であった車両は対象となります。

Q. 車検証の記載事項変更により交付年月日が令和7年12月2日以降となっている場合はどうするのか？

- A. 交付年月日が令和7年12月2日以降となっている車両は、新・旧両方の車検証の写しを添付して下さい。
旧車検証が紛失等で無い場合は、登録事項等証明書（保存記録）を取得し、写しを添付してください。

Q. 車両の代替えは対象になるのか？

- A. 代替えであっても令和7年12月1日において登録されていなければ対象になりません。